

# 石川県公報

平成 24 年 4 月 20 日

第 1 2 4 8 5 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示			
行政書士法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地等の変更の届出 (総務課)	1	土地改良区の役員就任公告 (同)	7
歳入の徴収事務の委託 (消防保安課)	1	基本測量終了公告 (監理課)	8
救急病院の認定 (医療対策課)	2	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	9
歳入の徴収事務の委託 (少子化対策監室)	2	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	9
一般競争入札の落札者等 (競馬総務課)	2	<b>公安委員会</b>	
県道の区域の変更 (道路整備課)	3	警備員指導教育責任者講習の実施公告 9	
県道の供用の開始 (同)	3	<b>人事委員会</b>	
自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定 (同)	3	一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 11	
都市計画の変更 (都市計画課)	4	公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 12	
広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定 (同)	5	<b>雑 報</b>	
歳入の収納事務の委託 (警察本部)	6	石川県公立大学法人学生情報システム更新に係る企画提案の募集公告 12	
<b>公 告</b>		<b>正 誤</b>	
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	6	平成24.4.17第12484号中 14	
土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	6		

## 告 示

### 石川県告示第198号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項に規定する指定試験機関である財団法人行政書士試験研究センターから、同法第4条の4第2項の規定により、次のとおり主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 変更しようとする年月日  
平成24年4月23日

### 石川県告示第199号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
高压ガス製造保安責任者免状交付手数料、 高压ガス製造保安責任者免状再交付手数料、 高压ガス販売主任者免状交付手数料、高压 ガス販売主任者免状再交付手数料、液化石 油ガス設備士免状交付手数料、液化石油ガ ス設備士免状再交付手数料及び液化石油ガ ス設備士免状書換え手数料の徴収事務	東京都港区虎ノ門四 丁目3番13号	高压ガス保安協会	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

**石川県告示第200号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
向 病 院	羽咋郡志賀町富来領家町八の30番地	平成24年4月15日	平成27年4月14日

**石川県告示第201号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県青少年総合研修センターに係る使用 料の徴収事務	金沢市小將町8番33 号	株式会社アイ・イー ・パートナーズ	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

**石川県告示第202号**

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
金沢競馬場清掃業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県競馬事業局競馬総務課  
金沢市八田町西1番地
- 落札者を決定した日  
平成24年3月30日
- 落札者の名称及び所在地  
有限会社芙蓉クリーンサービス  
金沢市神田1丁目25番10号
- 落札金額  
27,825,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成24年2月17日

**石川県告示第203号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。  
 なお、その関係図面は、平成24年4月20日から同年5月9日まで縦覧に供する。  
 平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
松 任 宇ノ気線	下記区間を道路区域から除外する。				石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市八ツ矢町619番2地先から 白山市中新保町52番1地先まで		6.90～54.00	3,716.3	
	金沢市福増町南82番1地先から 金沢市福増町南214番1地先まで		4.50～17.00	178.0	
倉部金沢線	下記区間を道路区域から除外する。				"
	白山市宮永町434番1地先から 白山市宮永町432番1地先まで		12.00～18.00	36.0	
	白山市宮永町2096番1地先から 白山市中新保町52番1地先まで		7.40～19.30	1,295.0	
	白山市中新保町52番1地先から 金沢市福増町南82番1地先まで		5.50～23.50	83.0	
	金沢市福増町南82番1地先から 金沢市福増町南214番1地先まで		4.50～17.00	180.0	
宮 永 横川町線	下記区間を道路区域に編入する。				"
	白山市宮永町451番1地先から 白山市宮永町375番1地先まで		7.40～18.00	344.0	
三 日 市 松 任 線	白山市八ツ矢町583番1地先から	旧	16.00～22.00	90.2	"
	白山市八ツ矢町619番2地先まで	新	16.00～39.00	90.2	

**石川県告示第204号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
 なお、その関係図面は、平成24年4月20日から同年5月9日まで縦覧に供する。  
 平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
松 任 宇ノ気線	白山市乾町95番1地先から 金沢市福増町南1042番地先まで	平成24年4月21日	石川土木 総合事務所 維持管理課

**石川県告示第205号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定する。

なお、その関係図面は、平成24年4月20日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	松任 宇ノ気線	白山市中新保町491番1地先から 白山市中新保町633番地先まで	平成24年4月21日	石川土木 総合事務所 維持管理課
		白山市中新保町491番1地先から 白山市中新保町650番地先まで		
		白山市中新保町490番1地先から 白山市中新保町494番5地先まで		
		金沢市福増町南153番1地先から 金沢市福増町八76番7地先まで		
		金沢市福増町南153番1地先から 金沢市福増町八126番3地先まで		
		金沢市福増町南538番地先から 金沢市福増町南154番1地先まで		

#### 石川県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画道路 (1・2・1号大河端松任線)	金沢市今町、忠縄町、北森本町、南森本町、大場町、福久町、福久東1丁目、福久2丁目、千木町、木越町、千田町、大浦町、北寺町及び大河端町の各一部	石川県土木部都市計画課、金沢市都市整備局都市計画課及びび野々市市産業建設部都市計画課
金沢都市計画道路 (1・2・2号森本木越線)	金沢市今町、忠縄町、北森本町、南森本町、大場町、福久町、福久東1丁目、福久2丁目、千木町、木越町、千田町、大浦町、北寺町及び大河端町の各一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画道路 (3・3・3号木越福増線)		
金沢都市計画道路 (3・3・8号東山内灘線)		
金沢都市計画道路 (3・3・17号福久木越線)		
小松能美都市計画道路 (3・4・3号国道線)	能美市粟生町、末寺町、三道山町、寺井町、小長野町及びび大長野町の各一部	石川県土木部都市計画課、能美市産業建設部都市計画課及びび小松市都市創造部まちデザイン課
小松能美都市計画道路 (3・4・31号浜開発線)	能美市浜町の一部	石川県土木部都市計画課及びび能美市産業建設部都市計画課
小松能美都市計画道路 (3・4・35号福島2号線)	能美市大浜町及びび福島町の各一部	
小松能美都市計画道路 (3・4・37号寺井吉光線)	能美市寺井町、吉光町及びび粟生町の各一部	

小松能美都市計画道路 (3・4・55号福島1号線)	-	
辰口都市計画道路 (3・4・4号小松鶴来線)	能美市倉重町及び三ツ屋町の各一部	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
辰口都市計画道路 (3・6・5号下開発辰口線)	能美市下開発町、上開発町及び辰口町の各一部	
辰口都市計画道路 (3・4・6号出口来丸線)	能美市来丸町、辰口町、上開発町、倉重町及び出口町の各一部	
辰口都市計画道路 (3・4・7号緑が丘線)	能美市緑が丘及び辰口町の各一部	

**石川県告示第207号**

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。)別表第1の第5号、第12号及び第13号の規定により、広告物の表示等を禁止する区域等を次のとおり指定し、平成24年4月21日から施行する。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 条例別表第1の第5号の規定により指定する区域

条例第23条第1項第3号に規定する景観形成重点地区として指定された能登町春蘭の里地区(石川県景観計画の別図に示す範囲の区域をいう。)

2 条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

道 路 名	区 間	区 域 (道路境界線から)	左欄の区域に係るいしかわ景観総合条例施行規則(平成20年石川県規則第38号)第26条各号に掲げる禁止地域の区分
輪 島 市 道 皆 月 漁 止 線	輪島市門前町皆月シ39番地先から同町樽見古屋敷65番1地先まで	海側汀線まで	第一種禁止地域
輪 島 市 道 皆 月 藻 浦 線	輪島市門前町皆月ソ1番2地先から同町皆月シ37番地先まで	〃	〃
輪 島 市 道 五 十 洲 深 見 線	輪島市門前町五十洲36の44番地先から同町吉浦ソロジ1番地先まで	〃	〃
輪 島 市 道 輪 島 市 道 猿 山 線	輪島市門前町吉浦ソロジ1番地先から同町深見11の35番地先まで	〃	〃
輪 島 市 道 道 下 深 見 線	輪島市門前町深見11の14番地先から同町深見11の35番地先まで	〃	〃
県 道 庵 鷺 浦 大 田 新 線	七尾市鷺浦町52部45番1地先から同市三室町は45番地先まで	〃	〃
一般国道249号	羽咋郡志賀町富来領家町ラ9番1地先から同町富来領家町ム26番1地先まで	〃	〃
一般国道8号	河北郡津幡町字九折井字23番3地先(県境)から同町字刈安59番地先まで	両側100メートル以内	〃
一般国道360号	白山市瀬戸卯之部43番4地先から同市尾添ル4番1地先まで	〃	〃
県道能都内浦線	鳳珠郡能登町字白丸3字21番1地先から同町字布浦ク字3番1地先まで	海側汀線まで	第二種禁止地域
〃	鳳珠郡能登町字真脇47字11番1地先から同町字越坂1字73番1地先まで	〃	〃

能登町道1級 松波布浦1号線	鳳珠郡能登町字布浦3字1番地先から 同町字布浦才字56番2地先まで	〃	〃
県道松任 宇ノ気線	白山市乾町95番1地先から同市中新保 町310番1地先まで	両側100メートル以内	〃
小松市道 城南松崎線	小松市向本折町れ126番1地先から同 市村松町甲68番1地先まで	〃	〃

**石川県告示第208号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。  
平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
パーキング・メーター(石川県公安委員会 が受託者に対し、その運用管理を委託した ものに限る。)の作動の手数料の収納事務	金沢市東蚊爪町2丁 目1番地	財団法人石川県交通 安全協会	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

**公 告**

## 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ボルト金沢本店  
野々市市野代2丁目11番地ほか53筆
- 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 駐車場の位置、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更  
公告日 平成23年12月9日
- 市町村の意見の概要  
市町村名 野々市市  
意見の概要  
店舗駐車場の混雑によって、周辺道路が渋滞しないよう配慮し、安全対策について万全を期すこと
- 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 意見の縦覧期間  
平成24年4月20日から同年5月21日まで

## 土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 大野庄用土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	加 納 正 好	金沢市松村6丁目23番地	平成24年3月31日
"	西 本 二 郎	" 北町丁47-1番地	"
"	南 野 昭 夫	" 戸水1丁目260番地	"
"	高 畠 菊 丸	" 畝田中1丁目34番地	"
"	南 藤 誠 一	" 藤江北2丁目89番地	"
"	吉 田 和 夫	" 示野中町1丁目106番地	"
"	北 田 一 夫	" 観音堂町ヲ36番地	"
監 事	中 田 一 義	" 二口町口4番地	"
"	稲 葉 博 之	" 桂町リ91番地	"
"	田 中 政 敏	" 普正寺町1の43番地	"

## 川北町土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	西 田 耕 豊	能美郡川北町字土室ル219番地の1	平成24年2月29日

## 川尻用土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	北 川 勉	河北郡津幡町字川尻レ8番地	平成24年3月22日
"	田 中 孝 二	" 字川尻夕74番地	"
"	中 島 厚	" 字川尻ヨ39番地	"
"	嶋 博 之	" 字川尻夕135番地	"
"	中 嶋 哲 二	" 字川尻カ32番地	"
"	村 上 淳 一	" 字川尻カ228番地	"
"	長 田 久 一	" 字清水ホ305番地	"
"	池 野 武 秀	" 字潟端ト33番地	"
"	河 崎 潔	" 字中橋口118番地	"
"	津 田 久 雄	" 字五反田イ158番地	"
"	中 村 外 志 弘	" 字横浜ろ65番地	"
"	橋 本 堅 一	" 字舟橋イ114番地	"
"	長 谷 川 政 夫	" 字東荒屋182番地1	"
監 事	村 井 久 門	" 字川尻ヨ6番地	"
"	田 辺 紘 一	" 字中須加に20番地	"
"	矢 田 茂	" 字庄口100番地18	"

## 土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 大野庄用水利地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	西本二郎	金沢市北町丁47番地1	平成24年4月1日
"	南藤誠一	" 藤江北2丁目89番地	"
"	南野昭夫	" 戸水1丁目260番地	"
"	吉田和夫	" 示野中町1丁目106番地	"
"	北田一夫	" 観音堂町ヲ36番地	"
"	松尾俊明	" 松村5丁目178番地	"
"	森戸毅	" 畝田中2丁目235番地	"
監事	本堂紀義	" 寺中町八68番地	"
"	村本知三	" 普正寺町1の14番地	"
"	大島利夫	" 大豆田本町又40番地	"

## 川北町土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	前哲雄	能美郡川北町字朝日イ20番地	平成24年3月21日

## 川尻用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	中島勉	河北郡津幡町字川尻力237番地	平成24年3月23日
"	田中孝二	" 字川尻夕74番地	"
"	川本信一	" 字川尻ヨ75番地	"
"	嶋博之	" 字川尻夕135番地	"
"	中嶋哲二	" 字川尻力32番地	"
"	村上淳一	" 字川尻力228番地	"
"	長谷川政夫	" 字東荒屋182番地1	"
"	橋本堅一	" 字舟橋イ114番地	"
"	長田久一	" 字清水ホ305番地	"
"	池野武秀	" 字瀧端ト33番地	"
"	西田英樹	" 字中橋八117番地2	"
"	津田久雄	" 字五反田イ158番地	"
"	北一則	" 字中須加に16番地	"
監事	村田寛	" 字川尻力224番地	"
"	中村外志弘	" 字横浜ろ65番地	"
"	矢田茂	" 字庄口100番地18	"

## 基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲



作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電子国土基本図(地図情報)修正測量)	平成23年5月9日から 平成24年3月31日まで	石川県内全域

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
加賀都市計画下水道加賀公共下水道(片山津処理区)	石川県土木部都市計画課及び加賀市上下水道部下水道課

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
小松能美都市計画道路 (3・5・30号道林高坂線、3・5・33号加賀舞子線、 3・5・34号釜屋線、3・5・36号北中央線、3・5・ 41号湯野1号線、8・7・4号湯野緑道4号線)	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
辰口都市計画道路 (3・5・1号下清水出口線、3・5・3号上清水和 気線、3・5・9号徳山線)	

**公 安 委 員 会**

## 警備員指導教育責任者講習の実施公告

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)に基づき、警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けていない者に対して行う警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者に対して行う警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成24年4月20日

石 川 県 公 安 委 員 会

## 1 実施期日、受講定員及び実施場所

## (1) 実施する講習に係る警備業務の区分

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

## (2) 実施期日

講習の別	実 施 期 日	受講定員
新規取得講習	平成24年6月1日(金)から6月11日(月)まで(ただし、土、日曜日、及び6月8日を除く。)の6日間	合計 30人
追加取得講習	平成24年6月6日(水)、6月7日(木)、6月11日(月)の3日間	

## (3) 実施場所

石川県金沢市観音堂町へ1番地  
ポリテクセンター石川

## 2 受講対象者

## (1) 新規取得講習

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分にかかる警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習受講対象者

(1)に該当し且つ警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者

## 3 講習受講申込手続等

## (1) 受講申込書の受付期間

## ア 新規取得講習

平成24年5月7日(月)から5月18日(金)まで、ただし土、日曜日を除く。  
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

## イ 追加取得講習

平成24年5月14日(月)から5月18日(金)まで、ただし5月11日(金)までに新規取得講習の申込者が30人に達した場合は受講申込みは行わない。

## (2) 申込の方法及び受付場所

## ア 申込の方法

申込は本人が直接持参する方式で行い、郵送等による申込は認めない。やむを得ない事由で、代理人が申請する場合には、委任状を持参すること。申込は先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第受付は終了する。

## イ 受付場所

石川県金沢市鞍月一丁目1番地  
石川県警察本部

## (3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル×横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの1枚を貼付すること)

## イ 添付書類

(ア) 2(1)アに該当する者は、2号警備業務に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書とする。

- (イ) 2(1)イに該当する者は、1級の検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2(1)ウに該当する者は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2(1)エに該当する者は、旧1級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し、旧2級検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているものにあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (オ) 2(2)に該当する者は、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれかの書類と警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し

4 受講手数料

次に掲げる額の手数を石川県証紙により納入すること。なお、既納の受講料は還付しない。

講習の別	講習手数料
新規取得講習	38,000円
追加取得講習	14,000円

5 その他

- (1) 講習は委託（考査を除く。）実施する予定である。
- (2) 講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められるものに対し警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (3) 不明な点については、  
石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係  
(電話076 - 225 - 0110 内線3023)  
に問い合わせること。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中 「課長」を

課長	
新幹線開業PR推進課長	

に改め、同部いしかわ子ども交流センターの項中

センター長 三種」を

センター長	三種
次長	五種

に改め、同部農林総合事務所の項中

農業振興課長」を 農業振興課長 計画課長」に改め、同部農

業総合研究センターの項を次のように改める。

農林総合研究センター	所 長	一 種
	次 長	三 種
	農業試験場長	
	畜産試験場長	
	林業試験場長	四 種
	副場長	
	管理部長	
	総合研究部長	五 種
	砂丘地農業研究センター所長	
	能登畜産センター所長	
	部長（管理部長及び総合研究部長を除く。）	五 種
	中央普及支援センター長	
	石川ウツドセンター所長	
室 長		

別表第十知事の事務部局の部畜産総合センターの項及び林業試験場の項を削り、同表教育委員会の部金沢城調査研

究所の項中 「 副所長 四種 」 を

副所長	四種
総括担当課長	五種

に改め、同部高等学校の項中

事務長（人事委員会が別に定める職に限る。）	五種
船長（人事委員会が別に定める職に限る。）	

を

事務長（人事委員会が別に定める職に限る。）	五種
-----------------------	----

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第十の規定は平成二十四年四月一日から適用する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第六号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則（平成十四年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

「財団法人石川県下水道公社  
別表第一中 財団法人石川県建築住宅総合センター を 「財団法人石川県下水道公社  
財団法人石川県県民ふれあい公社」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

石川県公立大学法人学生情報システム更新に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成24年4月20日

石川県公立大学法人理事長 寺 西 盛 雄

## 1 調達概要

### (1) 調達件名及び数量

石川県公立大学法人学生情報システム 一式

### (2) 調達内容

ア 石川県公立大学法人学生情報システムのソフトウェア及びハードウェア

イ システム稼働に必要な導入作業

### (3) 納入期限

平成25年3月31日

### (4) 納入場所

石川県公立大学法人理事長が指定する場所

## 2 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 学生数1,000人以上の大学にシステムを納入・構築した実績を有すること。

## 3 企画提案募集要項等の交付場所等

### (1) 交付場所及び問い合わせ場所

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人本部事務局

電話番号 076-227-7553

### (2) 交付方法

(1)の交付場所において書面で交付する。

## 4 企画提案書等の提出場所等

### (1) 提出場所及び問い合わせ先

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人本部事務局

電話番号 076-227-7553

### (2) 参加表明の期限等

ア 表明期限 平成24年5月22日(火)午後5時

イ 表明方法 企画提案募集要項に示す方法による。

### (3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 平成24年5月30日(水)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

## 5 企画提案書の採否及び契約

(1) 4(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日プレゼンテーションを実施する。

(2) 企画提案書の採否について、(1)のプレゼンテーション実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議のうえ、契約を締結する。

## 6 その他

### (1) 契約書作成の要否

要

(2) 5(1)のプレゼンテーションへの出席及び提出書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

(3) 詳細は、企画提案募集要項及び仕様書、機能要件定義書による。

---

**正 誤**

---

平成24年4月17日発行の石川県公報第12484号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
1	石川県告示第196号	石川県告示第196号	石川県告示第197号